令和6年までの対応方針に記載された主な案件の進捗状況

| 資料 5

○ 令和6年までの対応方針に記載された案件のうち、本年の重点事項である7件についての進捗状況は資料3に記載。 ○ そのほか、住民サービスの向上や事務負担の軽減の観点から、効果が大きいものなど主な案件の進捗状況は以下

のとおり(前回有識者会議(7月30日)からの更新については赤字で記載。)。

	提案 (関係府省)		現在の対応状況の概要等
		4【厚生労働省(24)(i)【環境省(1)(i)】 狂犬病予防法(昭25法247)及び動物の愛護及び管理に 関する法律(昭48法105) 犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新 所在地への犬の登録原簿の送付(狂犬病予防法施行令 2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2 項)については、市区町村の事務負担を軽減するため、 令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法につい ての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と 猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オ ンライン化に向けて検討し、令和7年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年12月に全市区町村における実態調査を実施。 ・実態調査の結果、原簿送付の約9割が郵送で行われており、「電子メールで行うようにするだけでも負担が大幅に軽減されると思われる」といった意見もあったことから、電子メールでの送付が可能であること等について、「狂犬病予防法施行令に基づく市区町村間での犬の原簿の送付について」(令和7年9月18日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)により再周知。 ・実態調査の結果をもとに、オンライン化に向けて、令和7年度中に結論を得るべく検討中。 【今後の予定】 ・令和7年度は、実態調査の結果を踏まえ、旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付のオンライン化に向けた結論を得たうえで、必要な対応を進める。
2	狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進(デジタル庁、厚生労働省、環境省) ※管理番号R6-114	狂犬病予防法(昭25法247)及び動物の愛護及び管理に	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年度にシステム改修に係る技術検討を実施。令和7年度にシステム改修業務を請け負う業者を調達し、所要のシステムを開発しているところ。令和7年8月、市区町村に対しテストサイトをリリース。(犬と猫のマイクロチップ情報登録システム)・令和6年度に狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付に係るシステム対応の要件整理を実施。(マイナポータルの申請サービス等) 【今後の予定】 ・令和7年度中にシステム改修業務において、犬の所有者がマイクロチップの登録手数料の納付後に、自治体が指定する任意の狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイト(マイナポータルの申請サービス等)に遷移する機能の開発を完了する予定。(犬と猫のマイクロチップ情報登録システム)・令和7年度にマイナポータルの狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付に係る標準様式を作成する予定。(マイナポータルの申請サービス等)
(大猫のマイクロチップ情報の 使用目的の範囲拡大 (環境省) ※管理番号R6-115-2	4【環境省】 (6)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 環境大臣が行う情報提供(施行規則21条の11)につい ては、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方に ついて、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・自治体向けQ&Aを改訂し、犬と猫のマイクロチップ情報登録において収集した個人情報が利用可能な事務の範囲を可能な限り明確化し、その運用に当たっての留意事項を追加。改訂したQ&Aについて自治体向け説明会の配信を令和7年3月末から同年5月末にかけて実施。自治体から再配信を求める意見もみられたことから、令和7年8月から同年10月にかけて再配信を実施。 【今後の予定】 ・令和7年度中に、情報提供(施行規則21条の11)のあり方について検討し結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。

	提案(関係府省)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
4	戸籍情報連携システムの利用対象の 拡大 (総務省、法務省) ※管理番号R6-27-1	4【総務省(3)】【法務省(1)(ii)】 戸籍法(昭22法224) 都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報 提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の 請求(以下この事項において「公用請求」という。)につい ては、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下の とおりとする。 ・戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明 書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始で きるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・都道府県の事務負担の軽減に資するよう、オンラインによる公用請求について、その実現に向けた法令上の整理・検討を行った。・令和7年10月に、オンラインによる公用請求の仕組みを導入することについて、都道府県へ意向調査を発出した。 【今後の予定】 ・オンラインでの戸籍電子証明書の公用請求について具体的方式を整理・検討の上、必要なシステム改修範囲・経費の算定を行う。また、戸籍法改正案の調整を進める。
5	戸籍情報連携システムの利用対象の 拡大 (総務省、法務省) ※管理番号R6-27-2	4【総務省(3)】【法務省(1)(ii)】 戸籍法(昭22法224) 都道府県が法令の定める事務を遂行するための情報 提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の 請求(以下この事項において「公用請求」という。)については、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている 広域交付の公用請求(118条から120条の3)の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年9月に全市区町村に対するアンケートを実施したほか、内閣府地方分権改革推進室が実施した提案団体へのヒアリング結果を踏まえ、実現方策の検討を行った。 ・令和7年10月に都道府県、同年11月に市区町村へ意向調査を発出した。 【今後の予定】 ・意向調査の結果を踏まえ実現可能性を精査し、令和7年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずる。
6	子供の学習費調査に係る都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し (文部科学省) ※管理番号R5-198-2	令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都 道府県を経由せずに文部科学省において対応すること、 調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体 である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こ	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和7年度調査においては、保護者に「原則オンライン」での回答を依頼しているため、都道府県を経由して回収する紙の調査票そのものが減少する見込みである。 【今後の予定】 ・紙の調査票を都道府県を経由せずに直接回収すること、調査実施学校の選定方法を変更すること、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することは、今年度中に検討会を立ち上げ、次回の令和9年度調査に向けて検討する予定。

	提案 (関係府省)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
7	中山間地域における通所介護事業所 に係る報酬算定の対象の見直し (厚生労働省) ※管理番号R6-195-1	4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法 123) (x)中山間地域等に係る安定的な訪問介護(8条2項)の提供に資するための方策については、以下のとおりとする。 離島等相当サービス(42条1項3号に掲げる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である地域等において、被保険者が受けることができる指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスをいう。)については、当該サービスの運用実態や地方公共団体の意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年度に都道府県を通じて離島等相当サービス等が活用できる対象地域にある市町村に対して、当該サービスの運用実態、課題等の事務的な調査を実施。 ・なお、認知度が低い理由の一つとして、「離島等相当サービス」という名称や補助要綱上の記載が中山間地域での活用を阻害する要因のひとつであるとの指摘があったことから、令和7年4月に「離島等サービス確保対策事業」の事業名を「離島・中山間地域等サービス確保対策事業」とする実施要綱の改正を行った。 【今後の予定】 ・令和7年度の調査研究事業において、全国の自治体の離島等相当サービスの運用実態や活用意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析するとともに、中山間地域等における当該サービスの活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。
8	障害児通所支援事業所従業者の人員 基準の見直し (こども家庭庁) ※管理番号R6-192-1、2	4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (wiii)障害児通所支援(6条の2の2第1項)については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。 ・指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)8条及び67条)については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。 ・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等(21条の5の19第3項)については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究において障害児支援事業所の人材確保等の実態について調査を行った。 【今後の予定】 ・調査結果を踏まえ、対応を検討する。

	提案 (関係府省)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
9	保育所等における児童の健康診断の 検査項目等の見直し (こども家庭庁、文部科学省) ※管理番号R6-137、209	4【こども家庭庁(5)】【文部科学省(4)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【令和7年対応方針(案)】 4【こども家庭庁(7)】【文部科学省(3)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所等における低年齢児の健康診断については、こどもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることについて明確化するとともに、低年齢児の健康診断に関する取組事例集を作成し、地方公共団体に通知した。また、母子保健法(昭40法141)12条又は13条に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう府令等を改正し、地方公共団体に通知した。
10	短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設 (厚生労働省) ※管理番号R6-215	4【厚生労働省】 (29)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険料(税)の滞納整理に係る事務については、当該事務の円滑化を図る観点から、「国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」(令6厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づく市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・「国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」(令6厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を令和6年9月20日に発出。 ・短期証廃止により支障が生じた事例等を把握するため、令和7年6月にヒアリングシートを発出。また、8~9月に都道府県ブロック会議を開催し、ヒアリングシートをもとに、自治体から意見聴取を行った。 【今後の予定】 ・自治体からの意見聴取等の結果を踏まえ、対応を検討する。

	提案 (関係府省)	最終の対応方針(閣議決定)の内容	現在の対応状況の概要等
11	調理師法に基づく調理師業務従事 者届制度の義務付けの廃止又は事 務負担の軽減等 (厚生労働省) ※管理番号R3-167-3、R6-66-1	4【厚生労働省】 (28)調理師法(昭33法147) (iii)調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第 1項)については、申請者及び都道府県の負担を軽減す るため、都道府県及び関係団体の意見を踏まえつつ、 その在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・当該手続の負担軽減に向け、既にオンライン化を実施している 都道府県へのヒアリングを令和6年度に実施。 ・上記ヒアリングも踏まえ、令和7年4月に、都道府県に対して、オンライン化の導入事例やその導入手順の周知を実施。 ・当該手続の在り方に関する意見聴取を実施中。 【今後の予定】 ・調理師業務従事者届について、都道府県及び関係団体の意見を聴取し、その在り方についての検討に着手する(令和7年度中)。
12	大気汚染状況の常時監視測定局数 の算定に係る基準の見直し (環境省) ※管理番号R6-176	4【環境省】 (3)大気汚染防止法(昭43法97) (i)大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【これまでの措置(検討)状況】 ・令和6年度内に最新の大気汚染状況を確認するとともに、令和7年度4・5月において今後の事務の処理基準に関する有識者ヒアリングを実施。 ・有識者による検討会の設置に向けて、測定局数等の実態等の把握や論点を整理し、見直しの方向性を検討中。 【今後の予定】 ・今後、有識者による検討会を設置し、事務の処理基準の見直し方針について複数回検討。 ・その結論を令和7年度中に得た上で、令和8年度中に必要な措置を講ずる。